

税なにわ北第1408号

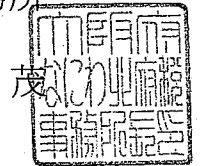
平成29年9月7日

大阪府職員労働組合府税支部

なにわ北分会 分会長 松浦宏充様

大阪府なにわ北府税事務所

所長 巖 樫



職場環境整備等の要求について

2017年8月8日付けの要求事項について、別紙のとおり回答
します。

別紙

要求事項	回 答
<p>1. 大阪府職員労働組合府税支部なにわ北分会との労使慣行、労使間の確認事項は、従来どおり遵守すること。労働条件にかかわる業務の変更等については、事前に分会と協議し、協議の整わない場合は実施しないこと。</p>	<p>1. 良き労使関係については、今後とも尊重してまいりたい。また、勤務条件に関わる事項については、所要の協議を行ってまいりたい。</p>
<p>2. 労働組合の所属による不公平な取り扱いは一切行わないこと。また、労働組合に対する不当な介入、干渉は行わないこと。</p>	<p>2. 所属する職員団体による不公平な取り扱いや、職員団体に対する不当な介入、干渉は行っておりません。</p>
<p>3. 大阪府当局は2年間府人勸の完全実施を見送った上、一方的に官民比較方法の変更を行い、マイナス勧告となった昨年の府人勸については、給与の引き下げを強行するとともに勧告にもない4月遡及を強行した。不当な給与引き下げをやめ、給与・一時金を抜本的に引き上げるよう、関係機関に働きかけること。</p>	<p>3. 要求の趣旨については、本庁に伝えてまいりたい。</p>
<p>4. 府税事務所に勤務するすべての職員に対し、税務職俸給表の適用、もしくは調整額の支給を行うよう、関係機関に働きかけること。</p>	<p>4. 要求の趣旨については、本庁に伝えてまいりたい。</p>
<p>5. 労働条件を悪化させ、評価者を含む圧倒的多数の職員が資質の向上につながらないとする「相対評価」は撤回すべきであり、「新人事評価制度」による賃金リンクを撤回するよう、関係機関に働きかけること。</p>	<p>5. 要求の趣旨については、本庁に伝えてまいりたい。</p>
<p>6. 非常勤職員の雇用の継続や労働条件の改善を行うよう、関係機関に働きかけること。</p>	<p>6. 要求の趣旨については、本庁に伝えてまいりたい。</p>

<p>7. 時差勤務を廃止し、勤務時間を拘束8時間とするよう、関係機関に働きかけること。併せて、年次・夏季休暇を従前の取得方法に戻すとともに、一方的に廃止した休息時間を元にもどし、昼休みの休憩時間を1時間にすよう、関係機関に働きかけること。</p> <p>8. 「副主査」選考については、府税業務に必要な研修の参加を反映させるなど、対象者の負担を軽減すること。職務経験や専門性を発揮し、民主的・安定的な行政運営を行うためにも、誰もが行政職4級の水準に到達できるよう、賃金体系の改善を行うこと。</p> <p>9. 「税収確保対策」等による労働強化・管理強化は行わないこと。また、「税収確保重点月間」等を理由とした時間外勤務の強要を行わないこと。また、超過勤務を縮減し、府民サービスの向上と労働条件確保のため、人員確保をはじめとする適切な措置を講じること。</p> <p>10. 職員の長時間勤務解消や過重労働防止等、実質的な労働時間の短縮を図る観点から、人事異動などにおいて本人の希望を尊重するなど、適切に対応すること。</p> <p>11. 再任用職員の労働条件等を改善すること。</p> <p>①この間の給与・一時金の削減を復元するとともに、増額を行うよう関係機関に働きかけること。</p> <p>②再任用職員の地共済加入を可能にするよう関係機関に働きかけること。また、人間ドック受診に補助金制度を創設するよう関係機関に働きかけること。</p> <p>③週休日に勤務を命ずる場合、通勤にか</p>	<p>7. 要求の趣旨については、本庁に伝えてまいりたい。</p> <p>8. 要求の趣旨については、本庁に伝えてまいりたい。</p> <p>9. 「税収確保対策」は極めて重要な課題であり、課内会議や班会議を適宜、開催するなど、職員間の意思の疎通を図りながら推進してまいりたい。</p> <p>10. 要求の趣旨については、本庁に伝えてまいりたい。</p> <p>11. 要求の趣旨については、本庁に伝えてまいりたい。</p>
--	---

<p>かる交通費が支給されていないため、交通費を支給するよう、関係機関に働きかけること。</p> <p>12. VDT 作業における職員の健康管理体制の充実と作業環境の整備を行うこと。また、VDT 特別健康診断の充実と全員受診体制を確立するよう、関係機関に働きかけること。</p> <p>13. 職員の健康維持と職場環境の向上をはかるため、労使で構成する安全衛生委員会の民主的運営を確保すること。安全衛生委員会で確認し、運営されている事項について当局の一方的な都合で変更しないこと。</p> <p>14. 巨大地震・津波など府の防災プランの見直しとともに、来庁者や職員の安全確保へ避難マニュアルを作成すること。</p> <p>15. 円滑な業務の執行と職場環境改善へ以下のことを実現すること。</p> <p>①冷暖房の各階調整、期間の弾力的運用を行うこと。また、始業から修業まで温度維持ができるよう運転すること。</p> <p>②床面の OA ケーブル配線等の盛り上がりを解消すること。</p> <p>③職員の安全衛生の観点から、執務室内外の壁面・天井の塗り替えをおこなうこと。</p> <p>④1階トイレ（身障者用を含め）を男女別にするなど抜本的改築をすること。</p> <p>⑤職員の安全衛生の観点から、和室の畳替えなど休憩・休養室として利用可能な改善をすること。</p>	<p>12. 要求の趣旨については、本庁に伝えてまいりたい。</p> <p>13. 安全衛生委員会の運営については、引き続き、適切に行ってまいりたい。</p> <p>14. 要求の趣旨については、本庁に伝えてまいりたい。また、消防訓練の中で避難訓練を実施するなど、今後とも、職員の安全確保に努めてまいりたい。</p> <p>15.</p> <p>① 冷暖房の運転については、今後とも、気象状況に応じ弾力的な運転を行うとともに、適正な温・湿度管理に努めてまいりたい。</p> <p>②要求の趣旨については、本庁に伝えてまいりたい。</p> <p>③要求の趣旨については、本庁に伝えてまいりたい。</p> <p>④要求の趣旨については、本庁に伝えてまいりたい。</p> <p>⑤要求の趣旨については、本庁に伝えてまいりたい。</p>
--	--

<p>⑥職員の自己負担やプライバシー保護に影響するため、業務に使用する携帯電話を整備すること。</p>	<p>⑥要求の趣旨については、本庁に伝えてまいりたい。</p>
---	---------------------------------